

募集要項

川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業
次世代エネルギーシステム整備工事

令和元年6月
薩摩川内市

はじめに

薩摩川内市（以下「本市」という。）では、『川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業 次世代エネルギーシステム整備工事』（以下「本事業」という。）の実施にあたり、民間の保有する知識と経験、技術力を積極的に取り入れ、限られた工事期間、狭小且つ輻輳する工事現場の環境下において、効率的且つ的確で安全管理等にも十分な配慮がなされた施工方法や工事品質の確保等について幅広い提案を求め、本事業において最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）を採用するものである。

なお、本事業は、平成31年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金を活用して実施するものである。

1 募集要項の定義

本募集要項（以下「本要項」という。）は、本事業を実施する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

2 本事業の概要

(1) 事業名称

川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業
次世代エネルギーシステム整備工事

(2) 事業目的

本市では、平成25年3月に策定した「薩摩川内市次世代エネルギービジョン・行動計画」及び平成29年3月に策定した「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」をはじめとした各計画に基づき、次世代エネルギーを活用したまちづくりを進めている。

本事業では、川内駅東口に、公共・民間が一体となって「新たな賑わいの創出」を目的に整備するコンベンション機能を核とする複合施設（以下「川内駅コンベンションセンター」という。）に、次世代エネルギーの導入を進め、環境面・経済面での効果を明らかにし、効果的な情報発信を行うと同時に、市民や次世代を担う子供たち、企業等を対象に導入した設備を紹介しながら、これまでの次世代エネルギーに関する様々な実証事業等を通じて得た知識やノウハウを培ってきた本市だからこそできる視察ツアー等を立案し、その拠点施設として次世代エネルギーの活用の意義や有効性についての理解促進と普及啓発を図るとともに、非常時においては導入設備を活用した防災拠点施設として整備するために、太陽光発電システム・蓄電池システム・地中熱を利用した水熱源空調システム・EMS（エネルギーマネジメントシステム）等を導入し、導入設備を連携させたシステム整備を行うことを目的としている。

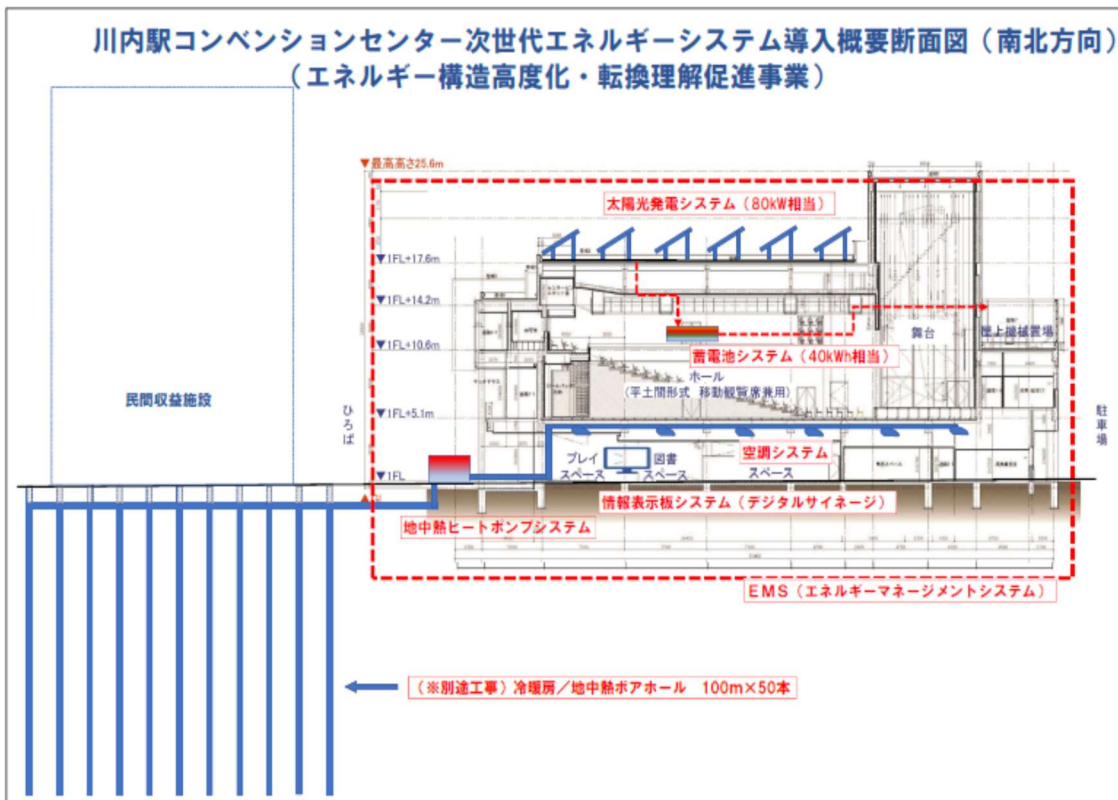
(3) 対象及び所在地

対象：川内駅コンベンションセンター
所在地：薩摩川内市平佐一丁目18番地

(4) 対象業務

本事業では以下に掲げる次世代エネルギーシステムの導入を行う。
※詳細については、特記仕様書を参照のこと。

- ①太陽光発電システム
- ②蓄電池システム
- ③地中熱利用システム
- ④水熱源空調機
- ⑤EMS（エネルギーマネジメントシステム）
- ⑥情報表示板システム（※コンテンツ作成を含む）



(5) 契約方法

本市は、選定された事業者と随意契約により、工事請負仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約とする予定である。

(6) 上限提案価格

本プロポーザルにおける上限提案価格は、税込価格358,155千円とする。（※提案価格が上限を超えている場合は、失格とする。）

(7) 契約金額

契約金額については、応募者の提案価格により仮契約を締結し、市議会の議決を受け、本契約とするものとする。その後、応募者の提案価格の内訳と発注者の積算数量及び積算金額について双方協議を行い、双方合意のもと変更契約を行うものとする。ただし、応募者が提示した提案価格を超える金額の変更は原則行わないものとする。

(※本事業の契約フローについて以下に示す。)

<本事業の契約フロー>



※【 】内は予定時期であり変更の場合がある。

(8) 支払条件

契約金額の支払いは、概ね以下のとおりとする。(※詳細は、本市と事業者との間で締結する契約書に示す。)

事業の進捗にあわせて、前金払、中間前金払、部分払い及び完了払いにて行うことができる。

支払内容	支払限度額	備考
前金払	契約額の 40%以内	
中間前金払	契約額の 20%以内	
部分払い (施工期間中 1 回)	契約額の 90%以内で 前金払金額を除いた額	※出来高払い
完了払	契約額の残高	

(9) 事業工期

仮契約締結 令和元年 7 月下旬頃 (予定)
本契約締結 令和元年 9 月下旬頃 (予定)
事業工期 本契約締結の翌日から令和 2 年 3 月 1 8 日まで (予定)

(10) 発注担当事務局

本事業に係る各種手続き、連絡先、提出先、問い合わせ先等は、以下のとおりとする。

薩摩川内市役所 商工観光部 次世代エネルギー課

住 所：〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 22 号

電 話：0996-23-5111 (代表)

F A X：0996-20-5570

E-mail：ene@city.satsumasendai.lg.jp

3 事業者の募集

(1) 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 募集及び選定のスケジュール

本事業の事業者の募集及び選定にあたっては以下のスケジュールによる。

① 公告（募集要項等の公表）

令和元年6月6日（木）～同年7月5日（金）午後5時（30日間）

② 募集要項等に関する質問の受付

令和元年6月6日（木）～同年6月21日（金）午後5時

※質問は、所定の様式を事務局で電子メールにて受付ます。電話での対応は一切行いません。

※質問に対しては、まとめて回答せず、随時回答します。

③ 募集要項等に関する質問回答期限（最終回答期限）

令和元年6月26日（水）午後5時

④ 入札参加資格審査申請書の受付

令和元年6月6日（木）～同年6月21日（金）午後5時

※本市の建設工事入札参加資格を有していない場合のみ必要。

※持参又は郵送（どちらも期限内必着）

⑤ 入札参加資格審査申請書の結果通知

令和元年6月26日（水）午後5時

※本市の建設工事入札参加資格を有していない場合のみ通知。

※上記、結果通知の日までに事務局より、申請企業に対して電子メールで通知した後、郵送にて文書を送付します。

⑥ 基本設計図面の貸与申込の受付

令和元年6月6日（木）～同年6月26日（水）午後5時

※貸与申込を受付次第、CD-R等で配布します。

⑦ 審査書類（参加資格審査提出書類・技術提案書・価格提案書）の受付

令和元年7月1日（月）～同年7月5日（金）午後5時

※持参又は郵送（どちらも期限内必着）

⑧ 審査書類（参加資格審査提出書類・技術提案書・価格提案書）の審査

令和元年7月8日（月）～同年7月12日（金）

⑨ 最優秀提案者の決定

令和元年7月下旬（予定）

⑩ 仮契約締結

令和元年7月下旬（予定）

(3) 応募の手続き

募集要項等（様式・質問回答書含む）は、薩摩川内市次世代エネルギーウェブサイトに掲載する。

薩摩川内市次世代エネルギーウェブサイト

<http://jisedai-energy-satsumasendai.jp/>

(4) 募集要項等に関する質問受付及び質問回答の公表

募集要項等の記載内容に関する質疑応答は、以下の要領で行う。

ア. 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、【様式 1-1】募集要項等に関する質問書により、電子メールにて、事務局へ送信すること。なお、電話での対応は一切行わない。

イ. 募集要項等に関する質問回答の公表

募集要項等に関する質問回答は、薩摩川内市次世代エネルギーウェブサイトにて、随時回答するものとする。なお、質問者の事業者名は公表しない。

(5) 基本設計図面の貸与

本事業に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、基本設計図面の電子データ（PDF形式）を、希望者に貸与する。

ア. 基本設計図面の貸与申込方法

希望者は、【様式 1-2】基本設計図面の貸与申込書により、必要事項を記入のうえ、電子メールにて、事務局へ送信すること。なお、電話での対応は一切行わない。

イ. 基本設計図面の受領時の手続き

事前に本市に送信した「基本設計図面の貸与申込書」に押印のうえ、基本設計図面の受領時に提出すること。当該押印済み申込書と引き換えに基本設計図面の貸与を行う。なお、貸与された基本設計図面は審査書類の提出時に本市に返却するものとする。

(6) 入札参加資格審査申請書の提出

本市の建設工事入札参加資格を有していない場合は、資格の確認に必要な書類を提出すること。申請様式のダウンロード及び記入方法については、本市ホームページを参照すること。

薩摩川内市ホームページ

<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>

(7) 参加資格の確認

本要項「4 参加資格要件等」の参加資格に関する事項について、本要項「5 審査」に示すとおり参加資格の確認を行い、全ての要件を満たす者が参加資格を有する者とする。

4 参加資格要件等

本プロポーザルに応募する参加者（以下「応募者」という。）は、以下に掲げる要件を全て満たしていることとする。

(1) 参加者の構成

応募者は、本市が求める性能を備えた本事業を施工することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する、以下に記載の「4（3）及び4（4）並びに4（5）」の参加資格要件を満足する単体の企業（以下「単体企業」という。）又は、複数の企業（以下「連合企業」という。）とする。

(2) 連合企業の参加条件

ア. 代表企業の選定

i) 構成される企業のうち1者を応募者の代表企業とし、参加資格確認書類にて明らかにするものとする。

ii) 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや事業者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る全ての調整等の責任を負うものとし、本市への登録及び提出、並びに本市からの通知等については、原則、全て代表企業を通じて行うものとする。（※代表企業でない企業は、様式2-3の委任状により代表企業に委任するものとする。）

イ. 複数応募の禁止

単体企業の応募者及び連合企業の構成員は、他の連合企業に属することはできないものとする。

(3) 参加資格要件

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、薩摩川内市長が別に定める手続きに基づく、薩摩川内市入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

ウ. 申請の日から落札決定の日までの間に、薩摩川内市建設工事等及び物品購入等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成16年訓令第37号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ. 指名停止要綱に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請日から落札決

定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

オ. 次の i) から ix) までのいずれにも該当しない者であること。
(※なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。)

i) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ii) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

iii) 役員等が暴力団員であると認められる法人又は個人

iv) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

v) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

vi) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

vii) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

viii) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ix) i) から viii) までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等

(4) 単体企業又は代表企業の参加資格要件

ア. 過去10年間（平成21年度以降）の業務において、(※1) 公共施設・(※2) 文化施設・(※3) 商業施設に太陽光発電システム及び蓄電池システムによる連携システムを構築した工事の実績を有していること。

(※1) 公共施設	国、地方公共団体またはそれらによって設立された法人によって設置・運営される病院・図書館・市民会館等の施設。
(※2) 文化施設	国、地方公共団体、民間によって設置・運営される劇場・音楽堂等の施設。
(※3) 商業施設	民間によって設置・運営されるデパートやショッピングセンター等の商業を目的とした施設。

イ. 本市の「建設工事入札参加資格（電気）」を有している者、又は本要項で定める入札参加資格審査申請書を提出し、参加を認められた者であること。

ウ. 日本国内に本店を置く企業であること。

エ. 配置予定技術者は、監理技術者（電気工事業）の資格を有すること。

オ. 上記エ. に該当する者は、常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。

(5) 連合企業の参加資格要件

ア. 全ての構成員が（3）参加資格要件のア. からオ. までの要件を満たし、日本国内に本店を置く企業であること。

イ. 全ての構成員が本市の「建設工事等入札参加資格」を有している者、又は本要項で定める入札参加資格申請書を提出し、参加を認められた者であること。

5 審査

I 参加資格審査

(1) 審査の項目

ア. 参加資格の審査

応募者が、本要項に規定されている要件を1項目でも満たしていない、又は審査に係る提出書類が不足している場合は失格とする。

イ. 提出書類

書類	様式	部数
参加表明書	様式 2-1	1 部
応募者の構成及び役割分担	様式 2-2	1 部
委任状	様式 2-3	1 部
会社概要及び工事実績	様式 2-4	1 部
誓約書	様式 2-5	1 部

※「様式 2-2」及び「様式 2-4」については、内容を証明できる書類を必ず添付すること。

※連合企業で参加する場合、「様式 2-5」については、構成員全てについて提出すること。

II 提案審査

(1) 審査の項目

ア. 技術提案書の審査

応募者から提出された技術提案書の記載内容が、評価項目の内容に合致し、かつ特記仕様書等に記載がある事項を満たしているか審査を行う。

なお、評価項目についての記載がない場合又は特記仕様書の記載内容を満足しない場合は、失格とする。

審査は、以下に示す評価項目、評価のポイント及び配点により、加点点評価し、技術評価点とする。なお、技術評価点は70点満点とする。

技術提案の評価項目等については、次頁のとおり。

評価項目	評価のポイント	配点
(※4) 工事实績	<p>・単体企業、又は連合企業（代表企業及び構成員）は、過去10年間（平成21年度以降）の業務において、(※1) 公共施設・(※2) 文化施設・(※3) 商業施設に本事業で整備するシステム工事の実績を有しているか。</p> <p>※技術提案書には、事業内容及び設備の導入効果等を記載するとともに、提案書とは別に契約内容等が確認できる資料（契約書（写）等）を添付すること。</p>	10

(※4) 【参考】工事实績の考え方

区分	単体企業の場合					連合企業の場合			備考
	単体企業					代表企業	構成員①	構成員②	
太陽光＋蓄電池	●	●	●	●	●	●			※参加資格要件（必須）
地中熱利用設備		●	●	●	●		●		
水熱源空調設備			●	●	●		●		
EMS				●	●			●	
情報表示システム					●			●	
点数	0点	2.5点	5.0点	7.5点	10.0点	10.0点			

実施体制	<p>・本事業における<u>目的とポイントを示した上で実施体制を示すこと。</u></p> <p>※実施体制に示した有資格者については、提案書とは別に資格者証（写）及び常勤の自社社員で引き続き3カ月以上の雇用関係が確認できる書類を添付すること。</p>	10
工程管理	・建設中の川内駅コンベンションセンターの工程を踏まえた実施工程計画を提案すること。	10
安全管理	・狭小かつ輻輳する工事現場内における安全管理について提案すること。	10
資機材の管理等	・調達した資機材の管理方法等について、現場状況を踏まえた上で提案すること。	10
機能向上	地中熱利用にあたり機能向上につなげるための施工上の工夫を提案すること。	10
普及啓発	地中熱利用を啓蒙的に“見せる化”するための工夫、及び本事業で導入する情報表示板で表示するサインページコンテンツを提案すること。	10

※注意事項

- (1) 提案書は、評価項目ごとにA4用紙4枚以内、若しくはA3用紙2枚以内にまとめること。（両面可。）イラストや写真等を用いてもよい。
- (2) 技術資料等を引用する場合は、必ず出典元を記載すること。

イ. 提案価格の審査

価格提案書に記載された提案価格が上限提案価格の範囲内であることを確認した上で、提案価格を点数換算し、価格評価点とする。なお、上限提案価格を超える場合は失格とする。

ウ. 価格評価点の算出方法

- i) 価格評価点の配分点は30点とする。
- ii) 価格評価点は、以下の算出式によるものとし、有効桁数は小数点第四位とし、小数点第五位を切り捨てるものとする。

価格評価点 =

$$(\text{価格評価点の配分点}) \times (\text{最低提案価格} / \text{当該応募者の提案価格})$$

エ. 提出書類

書類	様式	部数	注意事項
価格提案書	様式 3	1 部	消費税を除く
技術提案書 ・工事实績 ・実施体制 ・工程管理 ・安全管理 ・資機材の管理等 ・機能向上 ・普及啓発	様式 4-1 (任意の様式で可)	20 部	※正本 1 部 応募者名あり ※副本 19 部 応募者名なし

※価格提案書については、封筒に入れて封印・封かん（糊付け）して提出すること。

※正本については応募者名をつけ、副本については、住所、会社名、氏名、ロゴマーク等の応募者を特定できる表記は付さないこと。

III 審査書類の受付

(1) 受付期間

令和元年 7 月 1 日（月）から同年 7 月 5 日（金）

（午前 9 時～正午、及び午後 1 時～午後 5 時の間とする。ただし、土日祝日は除く。郵送の場合は令和元年 7 月 5 日（金）午後 5 時必着）

(2) 提出方法

ア. 審査書類（参加資格／価格提案書／技術提案書）は郵送（配達証明付）又は持参により提出すること。

イ. 応募者は複数の提案をすることはできない。（1 提案のみ）

ウ. 期限内に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、再提出はで

きない。また、提出した審査書類の変更、差替え、再提出は一切認めない。

エ. 持参する場合は、必ず、提出しようとする前日までに発注担当事務局にて電話にて連絡をし、審査書類の持参日時を設定すること。

オ. 技術提案書については、それぞれのファイル形式に応じた電子ファイルをCD-Rにて提出すること。(1枚)

(3) 提出先

発注担当事務局 (薩摩川内市役所 商工観光部 次世代エネルギー課)

IV 審査結果の通知

(1) 通知の方法

審査結果は令和元年7月下旬(予定)に電子メールにて通知した後、郵送にて文書を送付する。

※審査の状況等により通知日が変更となる場合は別途連絡するものとする。

(2) 審査失格の理由説明について

審査で失格となった者は、その理由について書面により以下の要領で説明を求めることができるものとする。

ア. 受付期間

通知の日から7日間(土日祝日を除く)

(午前9時~正午、及び午後1時~午後5時の間とする。ただし、土日祝日を除く。)

イ. 提出方法

説明要求の書面(様式自由)を持参のうえ、説明を求めることができる。事前に持参する日を事務局に連絡し、日時を設定すること。

(※電子メール、郵便、FAX、電話等は不可。)

ウ. 提出先

発注担当事務局 (薩摩川内市 商工観光部 次世代エネルギー課)

エ. 回答方法

説明要求の書面の受付日から7日以内に書面により、郵送で回答する。

6 事業者の選定

(1) 最優秀提案の選定

技術評価点と価格評価点を合計した点数を総合評価点とし、その合計が最も高い提案を最優秀提案とする。なお、総合評価点は、100点満点とする。有効桁数は小数点第四位とし、小数点第五位を切り捨てるものとする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(2) 最優秀提案者の決定等

審査に基づき決定された最優秀提案者を事業者とし、随意契約により、仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約とする予定である。

(3) 審査結果及び公表

最優秀提案者を決定した場合は、審査を行った全ての応募者に対して合否の通知を書面にて通知するとともに、事業者名のみ本市ホームページ等にて公表する。

(4) 参加資格の喪失

ア. 最優秀提案者の決定までに構成員のいずれかが、本要項「4 参加資格要件等」に定める参加資格を喪失した場合

イ. 提出書類に虚偽の記載をした場合

(5) 選定の取消し

選定した事業者が、契約締結までに本要項「4 参加資格要件等」に定める参加資格を喪失した場合

7 その他

(1) 応募条件

ア. 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

イ. 提出書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。

ウ. 提出書類に係る内容は、公表しない。

エ. 本事業において公表が必要な場合、その他本市が必要と認める場合は、本市は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該事業者の承諾を得るものとする。

オ. 本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

カ. 事業内容については、守秘義務を遵守しなければならない。